

序章 基金の成り立ちと調査の概要

1. あいちモリコロ基金の成り立ち

(1) 2005 年日本国際博覧会と基本理念継承発展検討委員会

2005 年日本国際博覧会は、愛・地球博と名付けられ、「自然の叡智」というテーマのもと、地球的課題の解決に貢献し、自然の仕組みと調和した新しい文明を構築することを目指して、平成 17 年 3 月 25 日から 9 月 25 日まで開催され、2,200 万人の入場者を集めました。

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会（豊田章一郎会長）は、愛・地球博終了後に、万博の理念や成果の検証、収支残の活用方法等を検討するために、平成 17 年 12 月 20 日「2005 年日本国際博覧会基本理念継承発展検討委員会（木村尚三郎委員長）」を設置しました。検討委員会は、平成 18 年 6 月 13 日「愛・地球博 基本理念の継承と発展に向けて」として答申をまとめました。

答申では、「愛・地球博の高邁な意義や愛・地球博が人々にもたらした成果を単なる一過性のもので終わらせるのではなく、愛・地球博が掲げた目的を真に実現していくためには、理念や成果を継承し発展させることが不可欠である」と指摘されました。

そして、愛・地球博の基本理念を継承発展させていく事業とは、「愛・地球博が達成した価値の遺産を作り、その遺産と記憶を将来の世代に伝えていくことに他ならず、具体的には『記憶に刻む』、『繰り返し伝える』、『遺産を具体的な形で実用化する』という 3 点とすることが適当である」と提言されました。

特に、「遺産を具体的な形で実用化する」ことについては、「国際博覧会史上初めてとなった NPO・NGO や市民の直接参加が、多くの市民の共感を呼び、多くの来場者に行動喚起を促すこととなった。こうした新たな動きの芽生えと胎動を確かな歩みへと定着させ発展していくべきである」とされ、NPO・NGO や市民参加の重要性が指摘されました。

また、開催地域の市民の間で生まれ、市民の間に根付きつつある愛・地球博の成果を全国や世界に発信し拡大させていくことこそが効果的な手法だとされ、「全国において展開される事業」と「開催地域において展開される事業」に対して、収支残をそれぞれに配分することと、そのための検討委員会の設置が提言されました。

(2) 愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会

基本理念継承発展検討委員会の提言を受けて、支援基金の運営スキームや支援対象事業及び審査の仕組み等を検討するため、愛知県、名古屋市、社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、並びに学識経験者を構成員とした「愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会（昇秀樹座長）」が平成 18 年 8 月 17 日に設置されました。

検討委員会は4回開催され、愛知県内のNPO代表4名のヒアリングも行われて、平成18年12月4日「愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会報告書」にとりまとめられました。

この中で、支援基金は「持続可能な社会に向けた自発的な市民の取り組みを通じて21世紀社会のモデル構築を目的とすること」、運営手法として「透明で公平性が担保される公益信託とすること」、支援対象エリアとして「東海3県に静岡・長野を加えた中部5県とすること」、名称として「公益信託 愛・地球博記念社会貢献活動支援基金とすること（公益信託申請段階で現名称に修正）」、効果的な運営のため「NPO等による基金サポート組織を設置すること」などが提言されました。

こうして、「公益信託 愛・地球博開催地域社会貢献活動基金（愛称：あいちモリコロ基金）」が発足することとなりました。

2. 公益信託 愛・地球博開催地域社会貢献活動基金の概要

「公益信託 愛・地球博開催地域社会貢献活動基金（愛称：あいちモリコロ基金、以下「あいちモリコロ基金」）」は、平成19年8月30日に設立されました。平成19年10月に第1回目の助成活動募集が行われ、平成29年度までの10年間で助成件数1,603件、助成総額10億8,324万円の助成が行われました。

（1） 基本理念の考え方

あいちモリコロ基金は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の収益金の一部を原資とし、地元4団体（愛知県、名古屋市、社団法人中部経済連合会及び名古屋商工会議所）の代表として愛知県が委託者となり、愛知県を中心として、岐阜県、三重県、静岡県及び長野県における市民の自発的な社会貢献活動を幅広く支援し、愛・地球博の理念を継承発展させていくことを目的として設定されました。

「愛・地球博 基本理念の継承と発展に向けて」の答申では、あいちモリコロ基金を愛・地球博の成果実用化事業として位置付けました。開催を契機に生まれつつあった新たな社会行動と社会システムは成果の重要な一つであり、支援の対象とすべきものでした。

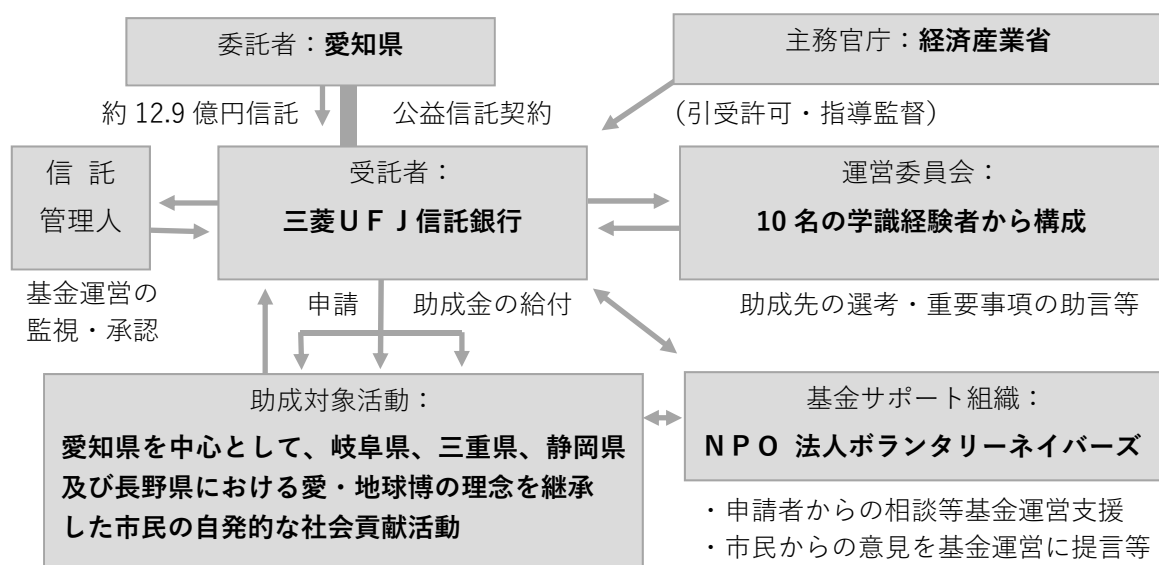
国際博覧会史上初のNPO・NGOや市民の直接参加が実現した愛・地球博では、地球規模の課題を自分たちの課題として自覚し行動した自発的な取り組みが、大きな課題解決の可能性を切り開くとともに、将来の世代に安心して暮らせる未来を引き継ぐためには、今何をしなければならないか、何ができるかを人々に問いかける機会となりました。

この基金は、持続可能な社会のために何ができるかを問い行動する人々が連帯・連携して行う社会貢献活動を積極的に支援することにより、21世紀社会のモデルを構築することを目的として設置されました。この活動は、多様なネットワークを通じて、自覚し行動する市民の様々な創意工夫が地球規模の課題の解決に大きな役割を果たす活動であり、そうした活動の蓄積により21世紀社会の具体的なモデルが構築されていくものであるとの考え方にに基づき、基金の基本理念が構築されました。

また、将来を担う子どもや若者たちが基本理念を継承し、さらに発展させていくことができるように、次世代への啓発や教育効果を重視しなければならないとされ、こうした理念をもとに、選考基準等の助成の仕組みが構築されました。

(2) あいちモリコロ基金の仕組み

「公益信託」、「財団の設立」、「NPO法人による運営」及び「行政による直接支援・事業委託」について比較検討を行った結果、「公益信託方式」とすることにより、助成対象活動の審査・選定の透明性・公平性を図るとともに、利用者側の利便性に配慮した弾力的な運用を図ることを目的としました。



(3) あいちモリコロ基金の概要

① 委託者	愛知県
② 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
③ 主務官庁	経済産業省
④ 信託財産	金銭 1,293,296,430 円（当初）
⑤ 給付方式	10 年間の取り崩し方式による助成金給付
⑥ 信託契約日	平成 19 年 8 月 30 日
⑦ 助成対象者	愛知県及び隣接県（岐阜県・三重県・静岡県・長野県）の 5 名以上のグループ又は団体（隣接県の場合は、愛知県内の団体等との共催の場合に限る）。
⑧ 助成対象活動	愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい市民の自発的な参加に基づく社会貢献活動
⑨ 助成の種類	「初期活動助成」、「展開期活動助成」、「大規模活動助成」の 3 種。
⑩ 助成額	「初期活動助成」 1 件 30 万円を上限として年間 100 件程度 「展開期活動助成」 1 件 100 万円を上限として年間 50 件程度 「大規模活動助成」 1 件 500 万円を上限とし年間 7～8 件程度 総額 1 億 2 千万円程度。
⑪ 助成方法	助成対象となる市民の自発的な社会貢献活動に対して、年 2 回公募を行い、運営委員会の選考を経て、助成金を給付する。

(4) 運営体制

開催地域の基金の委託者として、愛知県、名古屋市、社団法人中部経済連合会及び名古屋商工会議所を代表して愛知県が委託者となりました。

愛知県は、平成 19 年 8 月に公募を実施し、受託者として三菱UFJ 信託銀行株式会社を、基金サポート組織としてNPO法人ボランティアネイバーズを採択し、委託者（行政）、受託者（企業）、基金サポート組織（NPO）の三者が協働する仕組みとしました。

(5) 助成プログラム

愛・地球博の基本理念は、持続可能な社会の創造と 21 世紀社会のモデル構築であり、これを継承発展させるに相応しい活動、言い換えれば、「市民が、よりよい社会づくりを目的とする、自発的な社会貢献活動」を広く助成対象としました。

あいちモリコロ基金の助成は、「初期活動」、「展開期活動」、「大規模活動」の三つの区分で助成しました。なお、平成 20 年から 22 年度活動まで「行政、企業との協働活動」という区分を設定していましたが、平成 23 年度以降は展開期活動に包括されました。また、初期活動の内容は平成 26 年までは、団体設立後 3 年以内の団体等が行う活動が対象でしたが、平成 27 年度活動から団体設立後 5 年以内の団体へと拡大しました。

募集時期は、毎年 6 月と 10 月の 1 月間で、6 月は初期活動のみの募集でした。6 月募集の助成対象活動は、同年の 10 月から 1 年間の間に活動し、翌年 11 月までに実績報告書を提出、10 月募集の助成対象活動は翌年 4 月から 1 年間の間に活動し、翌々年の 5 月までに実績報告書を提出することになっていました。

■募集活動の概要

活動区分	対象となる活動期間	内 容	助成率 (以内)	助成額 (上限)	選考方法	助成件数 (目安)
① 初期活動 (前期・後期募集)	募集年度の翌年 4 月からの 1 年 の期間に実施する 活動が対象 (※①後期募集 に限り、募集年 度の 10 月から 1 年間で対象)	活動開始後 5 年以内の団体等の活動	10/10	30 万円	書類審査	各 50 件 程度
② 展開期活動		一般社会貢献活動 (行政、企業又は 他のセクターとの 協働を含む)	8/10	100 万円	書類審査 及び 公開審査	50 件
③ 大規模活動		上記②のうち、 十分な事業経験や 知識等があると認められる団体等 が行う大規模な活動	8/10	500 万円		7~8 件

※ 上記は平成 23 年度助成プログラム見直し後の活動区分である。設立時の活動区分は表 23 参照。

■助成対象者

愛知県及び隣接県内（岐阜、三重、静岡、長野の 4 県）の団体又はグループ（5 人以上）。法人格の有無は問いません。隣接県の団体等は、愛知県の団体等との共催が条件です。

■活動の実施エリア

愛知県内で活動を実施することを原則とします。

※ 支援対象活動の実施エリアとする「開催地域」は、愛知県と隣接県との生活圏、経済圏上の地域的なつながりから、愛知県を軸として相互・広域的に展開されることを考慮し、愛知県に岐阜・三重・静岡・長野の隣接4県を加えた5県とし、隣接県内の活動や団体等には愛知県内の活動や愛知県内の団体等とのつながりを求める仕組みとしました。

■対象となる活動期間

募集した年の翌年4月から1年間に実施する活動が対象。

(※① 初期活動(後期募集)に限り、募集した年の10月から1年間が対象)

単年度ごとの助成では成果が得られない活動に対する支援については3年を限度として1回の申請による助成対象活動としました(複数年度活動)。ただし、活動期間が1年を超える場合も年数にかかわらず一申請当たりの助成上限額は変わらないこととしました。

■対象となる活動(分野)

愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい市民の自発的な参加に基づく社会貢献活動で次に掲げる活動とします。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※ 改正NPO法(平成24年4月1日施行)に伴い、平成24年6月募集時より④⑤を追加した。

地球温暖化等に象徴される環境問題は、「現代社会が持続不可能な社会」であることを認識させた深刻な課題ですが、現代が抱える課題は人権侵害や異文化衝突等の社会問題、貧富格差を含む経済問題など非常に多様です。これらの課題に対して、一人ひとりの市民が単なる個人や消費者ではなく、地球という共同体の構成員として共通の財産である環境を大切にするとともに、相互が理解・尊敬しあ

い共存できるより良い社会の実現にむけた自覚ある市民による自発的な取り組みが求められます。

したがって、基金は、自然環境分野のみに限定することなく、持続可能な社会にとって同様の意義を要する文化、福祉、教育等の様々な社会的分野における取り組みを広く支援の対象としました。

対象活動そのものについては門戸を広く開き、多様な組織と多様な取り組みを受け入れる仕組みとしました。

■助成上限額・助成率

初期活動については、活動開始後間もない団体等の活動を支援するものであることから、できるだけ多くの団体等を支援するため、30万円を上限とし、財政基盤が脆弱な団体等の活動を支援することで継続的实施を促進する趣旨から10/10の助成率としました。

展開期活動については、できる限り多くの団体等を支援するため、一定の限度額を設ける目的で100万円を上限とし、団体の自主財源の確保など自立性を保持することを目的に助成率8/10としました。

影響力の大きな活動や先進的なモデルとなる「大規模活動」に対しては500万円を上限とし、助成率は展開期活動と同様に8/10としました。

平成20年～22年にかけて実施した「行政、企業との協働活動」では、申請者が行政又は企業と対等な立場で、それぞれ役割分担を明確に行えるよう、資金面でも対等な立場での活動を可能とするため、助成率10/10として助成を行いました。

■対象経費

助成金の対象となる経費は、助成金を受けようとする団体等が助成対象活動の実施に直接必要とする事業費で、次の各費用としました。

事業費名	経費の内容
(1) 物品・資材購入費	活動に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用
(2) 業務委託費	申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等
(3) 外部講師謝金	外部から招へいた講師等に支払う謝金・交通費・宿泊費
(4) 印刷製本費	印刷代、会議資料費、報告書作成費
(5) 旅費交通費	交通費・宿泊費実費、ガソリン代、高速代、駐車場代等
(6) 通信費	郵送料、電話通信料等
(7) 事務・消耗品費	事務用品、消耗品等
(8) 機材・施設等賃借料	活動に短期的に必要な機材の借上げ料、会議施設利用料（団体等が通常使用する事務所等の賃借料、水道光熱費を除く）
(9) 人件費	実際の助成対象活動に直接関わって技術、知識や役務を提供する者（役員含む）に支払う経費（給与手当、法定福利費、通勤費を含む）
(10) 雑費	保険料、振込手数料等

※ 上記は平成25年度助成プログラム見直し後の支援対象経費である。設立時の事業費名は表24参照。

■選考基準

支援を広く薄くするあまり散漫な助成事業に終わらないよう、個々の活動の採択にあたっては、愛・地球博の理念の継承性に重きを置いて審査を行いました。

次の評価項目について審査し、評価項目毎に5段階評価（最高点：6項目×5点＝30点）、その合計点の高い団体等から助成対象としました。ただし、全ての活動において、「愛・地球博理念の継承性」及び「費用の妥当性」が3点未満の場合（5点満点中）は、他の項目で高い点を得て総得点が高い場合でも原則として助成対象とはしないとしました。

評価項目	評価の着眼点
（１）愛・地球博理念の継承性 ア．持続可能な社会の創造度 イ．21世紀社会モデル性	① 人類や地域共通の課題の存在を認識し解決を図る取り組みか ② 未来の世代に良好な地球環境や地域社会をもたらす取り組みか ③ 目的を共有する誰もが参加できる開かれた組織による取り組みか ④ 愛・地球博を萌芽とし、又は同博を機に一層促進した事業か 以上の各点から総合的に評価
（２）必要性・公益性	① 社会情勢に応じてニーズが高い事業か ② 取り組む必要性は明確な事業か ③ 広く地域、社会に貢献する活動か なお、行政又は企業等他のセクターとの協働活動の場合は、上記に加え、以下の各点から総合的に評価 イ．NPOが主体性を確保して他のセクターと協働を図る活動か ロ．協働を図ることにより、より大きな成果が期待できる活動か
（３）先駆性・先進性	① 21世紀社会の構築に向けて先駆けをなすに相応しい事業か ② 地域、社会の現状を踏まえて先進的といえる取り組みか ③ 社会共通の課題に対して独創性のある取り組みか 以上の各点から総合的に評価
（４）発展可能性	今後、その成果の広がりを期待できる活動か。また、次世代の育成につながる活動か
（５）実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュールなど実現可能な活動か
（６）費用の妥当性	活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか

※ 上記は平成25年度助成プログラム見直し後の評価項目である。設立時の評価項目は表24参照。

■審査方法

「初期活動」助成は書類審査のみとし、その他は書類審査に加え公開審査（プレゼンテーション）を行いました。

■支援制限

同一の団体等による応募件数の制限は設けませんが、同一の内容の活動について助成金の給付を受けられるのは、累計で3回までとしました（「初期活動」助成の場合は1回限り）。

■助成金の給付時期

年1回、4月中に概算払いにより一括給付しました。複数年にまたぐ活動については、年度ごとに必要額を支給。ただし、「初期活動」助成は、年2回（前期は4月中に、後期は10月中に）概算払いにより一括給付しました。

■選考委員

基金の目的に深い理解を有し、公平な立場で基金運営への参画が期待できる有識者を選任しました。

氏名	肩書
雨森 孝悦	日本福祉大学 教授
石川 延幸	(元) 愛知県県民生活部長
井村 秀文	名古屋大学 名誉教授／横浜市立大学 特任教授
榎田 勝利	愛知淑徳大学 教授
後藤 澄江	日本福祉大学 教授
小林 宏之	株式会社 総合開発機構 代表取締役社長
佐藤 久美	金城学院大学 教授
鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 教授
藤田 哲	弁護士 プナの森法律事務所 所長
池田 千晶	中日新聞社編集局生活部 部長

※ 氏名、肩書は平成 31 年 2 月現在。

運営委員の負担を軽減するため、運営委員会から指名された予備審査員が予備判定を行い、最終的に運営委員会が審査をする仕組みとしました。運営委員会が指名する大学関係者、社会活動関係者、行政機関関係者等者 10 名が担当し、原則として特定分野に偏らない複数の予備審査員が構成するチーム単位で分担して行われました。

■申請サポート

あいちモリコロ基金相談コーナー

募集期間中、あいち N P O 交流プラザ内に開設し、来訪、電話、FAX、E-mail にて助成金の対象範囲や申請書の記入方法等の相談に対応しました。

3. 調査の概要

(1) 調査の目的

あいちモリコロ基金終了後にこれまでの助成活動の成果を社会的な検証に資するために、助成事業の実績と成果を調査しました。調査結果は、愛・地球博の理念の継承及び市民が行う公益活動（社会貢献活動）への助成の在り方の検討等に活かそうとするものです。

成果の調査にあたっては、助成実績の総括と分析を行った上で、助成対象活動が現在どのように継続しているか、助成団体にはどのような効果があったか、地域や社会に対してどのような成果をもたらしたか、基金のよかった点や実現した成果について調査しました。

(2) 調査体制

本調査は、三菱 U F J 信託銀行株式会社があいちモリコロ基金運営委員会に付託し、本基金のサポート組織である N P O 法人ボランティアネイバーズと委託契約し、藤田哲運営委員長、後藤澄江副委員長、雨森孝悦運営委員、小林宏之運営委員が総括・助言・指導にあたる体制で取り組みました。

(3) 調査方法

助成実績の調査については、平成 19 年 10 月募集から平成 29 年 6 月募集までの申請及び採択の全記録をもとに編纂しました。

書面アンケート調査については、全初期活動及び平成 26 年から平成 29 年展開期活動と大規模活動全 1,251 事業を対象とし、当該活動実施団体に対し書面による調査を実施しました。

書面による調査は、助成事業の現状、団体への影響、地域や社会への成果、あいちモリコロ基金の成果などについて、選択式及び記述式を併用して調査しました。

ヒアリング調査は、書面調査の回答の中から、地域や社会への効果が特徴的な 6 例を抽出し、数値的な指標なども含めて、活動場所及び団体事務所現地でヒアリング調査しました。

■助成実績の調査

- ① 調査時期 平成 29 年 10 月～平成 30 年 10 月
- ② 調査対象 平成 19 年度～平成 29 年度初期活動、展開期活動（平成 20 年度～22 年度
行政、企業との協働活動を含む）、大規模活動 全申請・採択事業
- ③ 調査方法 助成金申請時の応募書類及び選考結果をもとに、応募・採択事業の活動分野、
団体種別、地域別に統計処理を実施
- ④ 調査項目 活動分野、団体種別、地域区分

■助成事業の成果・実績調査

- ① 調査時期 平成 29 年 10 月～平成 30 年 11 月
- ② 調査対象 平成 19 年度～平成 29 年度初期活動、展開期活動（平成 20 年度～22 年度
行政、企業との協働活動を含む）、大規模活動 採択事業
- ③ 調査方法 助成終了時に提出された「実績報告書・自己評価書」に記載された内容をもとに、
調査担当者による読み取り
- ④ 調査項目
 - 1. 実績・成果の数値化
 - (1) 人の参加形態
 - 事業に携わったスタッフ ● ボランティア ● 参加者 ● 協力者
 - (2) 成果物の種類
 - 施設改修・建設 ● 環境整備 ● 広報物制作 ● 教材・テキスト・備品制作
 - 取り組み成果の記録冊子 ● ホームページ制作
 - 2. 助成事業の内容調査
 - (1) 事業の実施対象者
 - 市民・住民 ● 当事者 ● 支援の担い手 ● 他団体 ● 専門家 ● その他
 - (2) 事業の内容・種別
 - 普及・啓発 ● 相談・ピアサポート ● 研修・講座・ワークショップ
 - サービスの実践 ● 協働・ネットワークづくり ● 調査・研究 ● その他

■書面アンケート調査

- ①調査時期 平成 29 年 12 月～平成 30 年 10 月
- ②調査対象 平成 19 年度～平成 29 年度初期活動、平成 26 年度～平成 29 年度展開期活動、大規模活動助成団体
- ③調査方法
- 助成活動成果調査票の郵送配布・郵送回収方式及びデータ送付回収方式の併用
 - 助成事業や団体の状況を把握する者（団体の代表者、事務局長あるいは助成事業担当者）が自ら記入・返送
 - 複数の助成事業を受けた団体は、該当事業ごとに回答を依頼。

●送付数 1,251 件	●回収数 590 件（有効回収率 47.2%）
--------------	-------------------------

- ④調査項目
- 助成を受けた「事業の状況」
 - 助成事業が「団体に与えた影響」
 - 助成事業が「地域や社会に与えた影響」
 - モリコロ基金の良かった点、実現した成果、市民活動支援へのご意見

■ヒアリング調査

- ① 調査時期 平成 30 年 7 月～平成 30 年 11 月
- ② 調査対象 平成 19 年度～平成 29 年度初期活動、展開期活動（平成 20 年度～22 年度行政、企業との協働活動を含む）、大規模活動 6 例
- ③ 調査方法 **対面ヒアリング方式**
- 団体事務所もしくは活動場所へ訪問し、団体の代表者や担当者から、ヒアリングした。調査項目は、書面アンケート結果から抽出した成果のポイントをもとに構成した。
- ④ 調査項目
- 事業の概要・社会的課題の認識
 - 事業期間中に得られた成果とその背景
 - 事業終了後に得られた成果
 - 成果をもたらしたプロセス
 - 今後の展望と課題
 - 基金の評価

（４）調査結果の公開と活用

あいちモリコロ基金の委託者である愛知県を始め、設立に関わった名古屋市、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所及び愛・地球博覧会協会の関係者各位に報告するとともに広く愛知県民を初め国民のみなさんにも伝わるようにWEBサイトでの公開なども行い、愛・地球博の理念・成果の継承に資することとしています。